



基安安発第 1010001 号  
平成 20 年 10 月 10 日

建設業労働災害防止協会会長 殿

厚生労働省労働基準局  
安全衛生部安全課長

局地的な大雨による下水道管渠内工事等における労働災害の防止について

平素より厚生労働行政の推進に多大なる御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記については、平成 20 年 8 月 5 日付け基安安発第 0805001 号「局地的な大雨等による河川・下水道管内工事における労働災害の防止について」により、関係事業場等への周知徹底を要請しているところですが、更なる安全性の向上を目指して、国土交通省において設置された「局地的な大雨に対する下水道管渠内工事等安全対策検討委員会」に厚生労働省も参画し、「局地的な大雨に対する下水道管渠内工事等安全対策の手引き(案)」を取りまとめたので送付します。

つきましては、本手引きを参考に、下水道工事に関わる建設業者等に対し、局地的な大雨による下水道管渠内工事等における労働災害防止対策の更なる周知徹底を要請します。

なお、本手引きは、国土交通省から、各都道府県下水道担当部局、各政令指定都市下水道担当部局、日本下水道事業団、独立行政法人都市再生機構、(社)全国建設業協会、(社)日本土木工業協会、(社)日本下水道管路管理業協会、(社)全国上下水道コンサルタント協会あてに送付されていますので申し添えます。